

2008. 11. 28

市場化テストにおける住民参加

福嶋浩彦

1. 公共サービスの市場化とは

行政の制度、予算（税の投入）によるサービスの市場化

○独占供給者を決めるまでの「質」と「コスト」の競争。事業者は、一旦行政と契約すると、期間中は約束した質でサービスを提供する限りにおいて、安定して税金から収入が得られる。

⇔ 一般の市場は、複数の事業者が日常的に「質」と「価格」をめぐって自由競争

○「競争」の判定は、サービス提供の責任者（行政）。「消費者（住民）の視点」は重視されずとも、「消費者（住民）自身の判断」ではない。

⇔ 一般の市場は、消費者が「質」と「価格」を考慮して商品を購入。事業者は「消費者の視点」を重視して競争し、判定は「消費者自身の判断」

つまり市場化テストの「市場」は、構造的に消費者不在の市場

2. 市場化テストへの住民参加とサービスの質の向上

○「公共サービスを市場の自由競争に任せていいのか？」という批判に対し、「一般の市場と違って、単に自由競争に任せるのではなく行政が責任持ってコントロールする」と説明してきた。

○しかし、一般の市場と違って消費者が不在ということは、質の劣化が起りやすいという側面も認識しておく必要がある。

○市場化テストにおいては行政が政策目的にかなった「質」の設定ができる。ただし、官民競争では、「行政が考える質」と「民が考える質」との競争も求められる。この場合、判定者は本来、消費者（住民）でなければならない。

市場化テストにとって住民参加は必須。制度的に義務付ける必要がある

3. 市場化テスト以外の住民参加の参考例

○質の設定への住民参加

我孫子市立緑保育園受託事業者選考委員会（保護者3人、学識1人、行政2人、保育園職員2人）の例 →資料「募集要領」

○事業者選定への住民参加（新宿区からの事例報告）

○評価への住民参加（横浜市からの事例報告）

我孫子市立緑保育園受託事業者募集要領

我孫子市立緑保育園の運営委託を行うにあたり、受託事業者を次のとおり募集します。

1. 委託する保育園

(1) 名称 我孫子市立緑保育園

(2) 所在地 我孫子市緑1-6-2

(3) 引継ぎ委託期間及び委託開始年月日

引継ぎ委託期間 平成19年4月1日～平成20年3月31日

委託開始年月日 平成20年4月1日

(4) 定員等

定員 120人 最大受入児童数 150人(定員の125%)

「18年3月31日現在の年齢別入園数」

0歳児 20人	1歳児 27人 (2クラス)	2歳児 27人
3歳児 23人	4歳児 23人	5歳児 30人 計150人

「18年10月1日現在の年齢別入園数」

0歳児 16人	1歳児 24人	2歳児 30人(2クラス)
3歳児 30人	4歳児 26人	5歳児 22人 計148人

受入年齢 0歳児は57日目から

施設規模 延床面積 823.03㎡

開設年月日 昭和28年5月5日

2. 応募資格

現に認可保育園または認可幼稚園を運営する事業者で経営実績が良好と認められる者。(保育園の場合は受託をして運営をする者も含む)

3. 応募期間及び提出書類等

(1) 応募期間 平成18年11月1日(水)～11月24日(金)

(1) 受付は土・日を除く9時から16時までとします。

(2) 応募説明会を11月8日(水)午前10時に市役所西別館会議室で実施します。

(2) 応募方法 所定の申込書を下記書類添付の上、持参または郵送(必着)

(3) 提出書類 受託申込書

受託に向けてのアピール

法人の定款及び財産目録

平成15年度から平成17年度までの事業報告書及び決算報告書

平成18年度予算書及び事業計画書

現在経営している保育園等に関する諸規程{就労規則(育児休業規程を含む)、職員給与規程、法人経理規程等}

直近3年度の保育園指導監査結果の写し及び幼稚園の場合は県の監査結果の写し及び自己診断書。(いずれも過去に何らかの指導を受けた場合は、その指摘内容と改善状況を明記すること。)

過去10年の指導監査結果報告書及び学校法人検査指導結果報告書を提出

別紙「事業費を確保する方法」及び添付資料

法人役員等名簿及び理事長の経歴書

施設長予定者の経歴書(未定の場合、確保方法について明記したもの)

開設している保育園等の施設概要(沿革、施設、設備)、保育内容(特別保育事業の実施の有無)、利用状況(定員及び直近年度の入退園者数が分かる資料)、職員経歴(年齢、資格、常勤・非常勤の別、勤続年数「施設での年数及び通算の年数」を記載すること。)

なお、複数の施設を経営している事業者は、最も経営実績が長い1施設とする。

- (4) 提出場所 我孫子市役所保健福祉部保育課
〒270-1192 我孫子市我孫子1858
(電話) 04-7185-1111(代表)
(FAX) 04-7183-3437
メールアドレス hoikuka@city.abiko.chiba.jp

- (5) 応募法人は、(8)のプロポーザルに参加していただくこととなります。応募者多数の場合には、1次選考として書類選考を行います。この結果によってはプロポーザル参加ができなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 提出資料については、選考委員会での必要な審査の後に、「我孫子市情報公開条例」に基づき、請求に応じ、非公開情報を除き公開することが

ありますので、公開に支障がある部分については、あらかじめお申し出ください。

- (7) プロポーザル実施までに、受託事業者選考委員会による視察（応募者が開設している保育所等の施設）を予定していますので、写真撮影（プライバシーの保護に努めます）関係書類の提出についてご協力をお願いします。また、保育園保護者会が任意の施設視察を希望する場合があります。この場合も可能な限り対応して下さいますようお願いいたします。

(8) プロポーザルの実施

日時、場所 12月16日（土）から12月24日（日）までの期間
の中の指定された土・日曜日で、市役所内会議室において実施予定
（日時、場所については別途通知予定）

理事長（責任者）又は施設長（内定している場合）からヒアリングをさせて頂きます。

プロポーザル説明資料提出期限 平成18年12月8日（金）

提出書類 運営提案書、見積書、仕様書

（別紙「プロポーザル説明資料作成の手引き」を参照）

審査方法 我孫子市立緑保育園受託事業者選考委員会により、申し込み時の書類、プロポーザル提出資料及びプロポーザルの内容を審査します。

プロポーザルは、説明全体で30分以内を予定しています。事前に申し出があれば、ビデオ等の使用可（上映時間は10分以内とすること。）

4. 委託の条件

(1) 基本条件

- ・委託した法人自らが運営に当たること。
- ・我孫子市の保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。
- ・保育園の管理は引き続き我孫子市が行うこととし、施設改修等については、我孫子市が実施する。（ただし軽微なものを除く）
- ・保育内容については、保育所保育指針の内容に即した保育を実施すること。

(2) 職員配置の条件

- ・市が定める次の配置基準を満たすこと。（ ）内は国基準
0歳児 1：3（1：3）1歳児 1：5（1：6）2歳児 1：6

(1 : 6) 3 歳児 1 : 2 0 (1 : 2 0) 4 ・ 5 歳児 1 : 2 8 (1 : 3 0)

- ・施設長は、実務経験 15 年以上を有し、尚且つ施設長経験 3 年以上を有し、専任とすること。
- ・主任保育士は、実務経験 10 年以上を有していること。
- ・保育士は、実務経験 5 年以上を 5 割以上配置し、正規職員の保育士を各クラス 1 名以上配置すること。
- ・看護師又は保健師は、保育施設での実務経験がある者を常駐すること。
- ・調理員のうち 1 名以上は、集団給食の実務経験のある者を配置すること。
- ・我孫子市の臨時保育士の中からの採用については、市と協議すること。
- ・委託職員の採用・配置に当たっては、労働関係法令を遵守すること。

(3) 事業の内容

- ・開設時間は、平日の保育時間を午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までとする。但し、土曜日については、午前 8 時 3 0 分から正午までとする。平日の時間外は、午前 7 時から午前 8 時 3 0 分と午後 4 時 3 0 分から午後 9 時までとする。土曜日は午前 7 時から午前 8 時 3 0 分と正午から午後 5 時までとする。
- ・開園日は、月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始（12 月 29 ~ 31 日、1 月 1 日・2 日・3 日）を除く）
- ・入園については市が決定する。決定した場合は低年齢児、障害児、統合保育、部分統合保育を受け入れること。
- ・保育所地域活動事業（高齢者とのふれあい事業等）に積極的に取り組むこと。
- ・園庭開放事業を毎週実施すること。
- ・調理業務は、受託者の直営かつ園内調理とし、給食は保育園児個人の発達状況、摂取状況、アレルギーなどに合わせて提供する。
また、午後 7 時以降の児童には夕食を提供する。
- ・受託事業の開始前に保護者説明会（保育方針等を説明）を市職員同席の上、実施すること。
- ・委託開始前に引継ぎ保育（12 ヶ月間）を設定し、受託事業者職員を緑保育園の保育カリキュラムに参加させること。（本業務に必要な経費の支払は、別途委託契約に基づき対応する。）
引継ぎ期間 施設長 1 名 30 日、主任保育士 1 名 1 年間、保育士 5 名 1 年間、調理員（栄養士）2 名 30 日、看護師 1 名 30 日、その他必要に応じて。
- ・保育園の運営について「運営協議会（仮称）」を設置し、市職員、保護者代表等を参加させること。このほか、保護者会と定期的に話し合いの場を

設け、保育サービスに関する要望等を可能な限り反映し、サービスの改善に努めること。

- ・保育サービスに対する第三者評価を受け入れること。
- ・保育園における苦情処理については、苦情解決責任者、苦情受付責任者を置くこと。

5．受託事業者の決定

審査結果については平成19年1月中に応募法人に通知の予定。

6．その他の留意点

- (1) 受託事業者の決定は、引継ぎ保育委託及び保育園運営委託に係る経費が計上された平成18年度我孫子市一般会計補正予算が我孫子市議会において可決されることを前提とした条件付きの決定です。18年度補正予算が可決された段階で、今回決定した受託事業者と市との間で委託契約を締結することになります。
- (2) 応募書類において虚偽記載等の不正があった場合や委託者としての信頼性を疑うに足る重大な事実等が判明した場合は、決定を取り消すことがありますので、十分かつ正確な情報提供等についてご協力下さい。
- (3) 提出された文章等の著作権は応募者に帰属しますが、「我孫子市情報公開条例」の規定に基づき、情報公開の対象文書（非公開情報は除く）となります。
- (4) 市は提出された文書等について、原則として返却しないものとします。
- (5) 応募するに当たって必要となった費用は、応募事業者の負担とします。